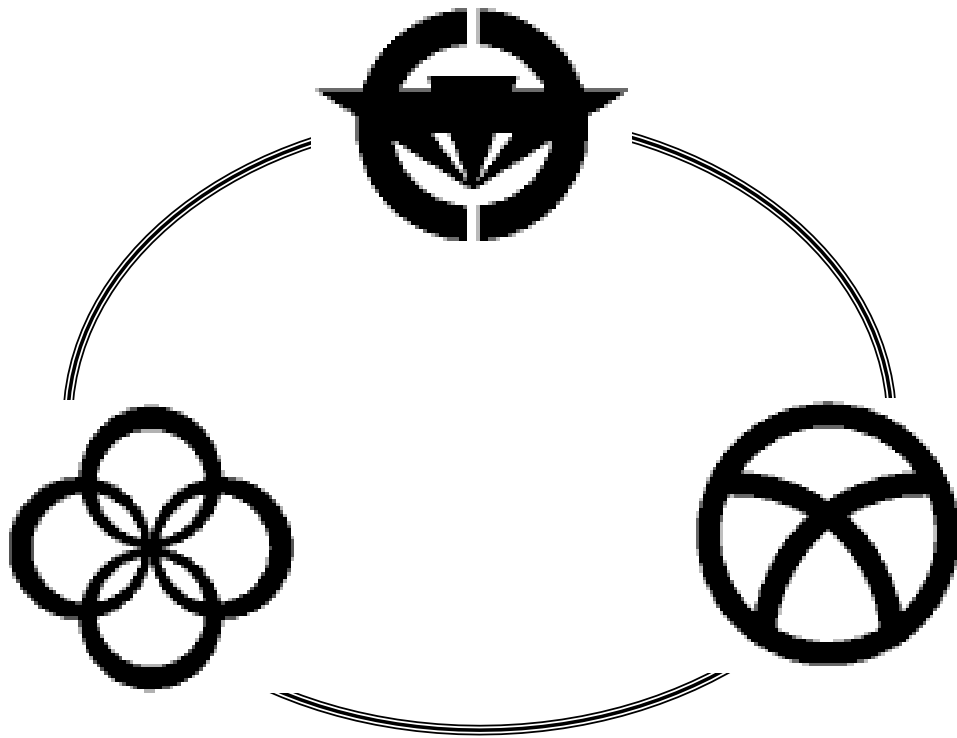


平成22年度

指導の重点



相楽東部広域連合教育委員会

相楽東部広域連合の教育方針

平成21年4月1日、3町村及び1中学校組合の各教育委員会が統合され、相楽東部広域連合教育委員会と称して新たなスタートを切った。連合による教育は、社会教育施設の相互利用による住民の利便性の向上、学校間交流による視野の拡大、相互の長所の活用による教育効果の向上などが期待されたところであり、その期待に応えるべく1年間で着実な歩みを見せ、基盤づくりはほぼ達成された。2年次を迎える本年度は、各地域の特性を生かしつつ、かつ共有を図りながら、調整と改善に努めていくこととする。

よって、相楽東部広域連合では、教育における不易と流行を大事にし、活力とうるおいのある未来をつくるため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造あふれる心豊かな人間の育成を目指した教育を一層進めるものとする。

そのため、学校教育においては、すべての教育活動を通して、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、激しい社会の変化に柔軟かつ的確に対応する能力や資質をはぐくむことに努めなければならない。

また、社会教育では、基本的人権の尊重を基盤に、生涯にわたる学習課題を明確にして学習機会の拡充を図り、地域住民の自主的・自発的な学習活動を推進することとする。

これらの教育の目標を達成するためには、3町村の教育の未来を展望し、豊かさに富むそれぞれの地域性を生かしながら、相互に連携を深め、学校・家庭・地域社会が一体となった教育活動を展開することが必要である。

さらに、教育関係者においては、これらの公教育に課せられた使命と責任を自覚し、高い専門性、豊かな人間性、広い社会性を高めるべく不断の研鑽を積み、地域住民の信託と期待に応えなければならない。

目 次

<学校教育指導の重点>	1
◆平成22年度の努力点	2
◇基礎・基本の徹底による学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の推進	3
1 特色ある学校づくり	3
2 学習指導	3
3 進路指導	4
4 特別支援教育	4
◇豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	5
1 道徳教育	5
2 特別活動	5
3 人権教育	6
4 生徒指導	6
5 芸術文化活動	7
6 体育・スポーツ活動	7
7 健康安全教育	8
◇社会の変化に対応する教育の推進	9
1 国際理解教育	9
2 環境教育	9
3 情報教育	10
◇教職員の資質能力の向上	11
1 教職員の使命と責任	11
2 教職員研修	11
<社会教育指導の重点>	12
◆平成22年度の努力点	13
◇生涯学習社会の実現	14
1 生涯学習の振興	14
2 現代的課題に関する学習活動の推進	14
3 社会教育関係団体などとの連携・協力	15
4 社会教育施設・設備の総合的な活用の促進	15
◇人権教育の推進	16
1 一人一人の尊厳を大切にする人権教育の推進	16
2 人権に関する多様な学習活動の展開	16
◇家庭・地域社会の教育力の向上	17
1 家庭の教育力の向上	17
2 地域社会の教育力の向上	17
◇文化・スポーツの振興	19
1 文化活動の促進	19
2 文化財の保護と活用	19
3 生涯スポーツの推進	19

学校教育指導の重点

平成22年度の努力点

各小・中学校は、学習指導要領、京都府教育委員会並びに相楽東部広域連合教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にした創意ある教育課程を編成し、日々の教育活動の充実を図る。

また、生涯にわたる学習の基盤を培うため、教育活動全体を通して『質の高い学力』（①知識・技能、②活用する力、③学習意欲）を育成するとともに、豊かな人間性をはぐくみ、健康や体力を育成するため、以下のことを重点課題とする。

1 学力の充実・向上と個性や能力の伸長

- (1) <言語活動の充実> 知的活動やコミュニケーション活動の基盤であることばの力をはぐくむため、各教科はもとよりあらゆる教育活動を通して言語活動を充実させる。
- (2) <学力の向上と進路希望の実現> 小・中学校の連携を深め、調和と統一のある教育内容を確立するとともに、児童生徒の学力の向上と進路希望の実現につながる指導の充実に努める。
- (3) <学習意欲の向上と学習習慣の確立> 学ぶことの意義や大切さを感じさせ、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、家庭と連携して学習習慣の確立を図る。
- (4) <指導方法の工夫改善> 小規模の特性を踏まえ、児童生徒の実態に応じた指導方法や指導体制の工夫改善を進め、個性を伸ばす教育の充実に努める。
- (5) <特別支援教育の推進> 発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進のため、個別の指導計画に基づく授業改善を図る。

2 豊かな人間性の育成と健康や体力の向上

- (1) <道徳教育を要とする心の教育の充実> 「京の子ども 明日へのとびら」等の資料を活用し、道徳教育、心の教育の充実を図る。
- (2) <人権教育の推進> 各町村の「人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権尊重の理念のもとにあらゆる教育活動を通して人権教育を推進するとともに、同和教育上の残された課題の解決に向けて積極的に取り組む。
- (3) <生徒指導の充実> 不登校やいじめの未然防止の取組を積極的に進めるとともに、きまりやルールを尊重する態度の育成、規範意識の醸成に努める。
- (4) <体力の向上> 「体力づくりの指導の手引き The First Step」などの指導資料を活用して、児童生徒の体力向上の取組を充実させる。
- (5) <健康安全教育の推進> 児童生徒の健康で安全な生活を確保し、生命を大切にする心をはぐくむため、組織的・計画的に健康安全教育を推進するとともに、学校における食育の充実を図る。

3 住民の信頼を高める学校づくり

- (1) <開かれた学校づくり> 学校評価とともに学校評議員制度の活用を図り、開かれた学校づくりを一層推進する。
- (2) <地域住民の信頼を高める学校経営> 家庭・地域社会の教育機能を生かしながら学社連携を推進し、保護者の願いを適切に受け止めて、信頼に応える学校経営を進める。
- (3) <教師力の向上> 教職員が児童生徒と向き合う時間を一層確保するとともに、「『教師力』向上のための指針」の示す人材育成の方向性を踏まえ、教員一人一人の資質能力の向上を図る。

基礎・基本の徹底による学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の推進

1 特色ある学校づくり

学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、児童生徒にとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会にとっては開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりを通して教育の活性化を図り、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成に努める。

- (1) 小・中学校の伝統や校風を大切に、地域や学校の実態を十分考慮した教育実践に努める。
- (2) 各校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程を編成し、教育目標の具現化を図るため、特色ある教育内容の創造に努める。
- (3) 教育課程の実施に当たっては、全体計画と年間指導計画の充実に努め、学力の充実・向上を図るとともに、個性、能力の伸長に努める。
- (4) 恵まれた自然や地域の産業、伝統文化、人材などを積極的に活用し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する。
- (5) 保護者・地域の人々に対して教育実践に係る情報の提供に努めるとともに、地域の力を積極的に活用することにより、家庭及び地域社会から信頼される学校づくりに努める。

2 学習指導

個に応じた指導を積極的に進め、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う。

- (1) 基礎学力診断テストや全国学力・学習状況調査などの活用により児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、授業改善を図りながら、小・中学校の連携を密にして学力の充実・向上を目指す。
- (2) 指導目標を明確にし、質の高い学力を育成するため、習熟の程度に応じた指導やチームティーチングなどの指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。
- (3) 児童生徒のよさや進歩の状況などを積極的に評価し、学習意欲を喚起するとともに、きめ細かな指導とその改善に生かす。
- (4) 「総合的な学習の時間」では、各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連づけ、総合的に働くようにするとともに、探求的な学習として充実を図る。
- (5) 読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成に努めるとともに、各町村の図書室と連携を図りながら学校図書館の機能の充実を図る。
- (6) 児童生徒の学ぶ意欲の向上に努め、家庭に具体的に働きかけて学習習慣の確立を図る。

3 進路指導

人間としての在り方生き方にかかわる指導をもとに、児童生徒一人一人の目的意識を高め、キャリア教育を通して望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を切り拓く^{ひら}能力や態度を育成する。

- (1) 学級活動、道徳の時間においては、進路指導の年間計画に基づき、系統的な指導・援助に努める。
- (2) 進路相談を充実して児童生徒を多面的に理解し、より豊かに自己を生かす能力や態度の育成に努める。
- (3) 勤労体験や職場訪問など啓発的経験を充実させ、児童生徒一人一人の目的意識を高め、組織的・系統的なキャリア教育を推進する。
- (4) 児童生徒が自己の能力・適性・興味・関心などを的確に把握して自己実現を図ることができるよう、小・中学校の連携を深めて、組織的・計画的・継続的な進路指導を推進する。
- (5) 進路に係る情報を幅広く収集し、積極的かつ適正に活用する。
- (6) キャリア教育に関する指導力を高めるための研修を充実する。

4 特別支援教育

ノーマライゼーションの進展を踏まえ、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を図りながら個性や能力の伸張に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う。

- (1) 障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成し、自立し社会参加する資質や能力を育てる。
- (2) 校内委員会や特別支援教育コーディネーターを機能的に活用し、障がいのある児童生徒を学校全体として組織的に支援する校内体制を充実する。
- (3) 障がいのある児童生徒に対する『個別の指導計画』を活用して指導方法の工夫改善を図るとともに、『個別の教育支援計画』の作成を推進する。
- (4) 交流及び共同学習を教育活動全体に位置付け、計画的・継続的に推進するとともに、特別支援教育について理解と認識を深めるための啓発に努める。
- (5) すべての児童生徒が障がいのある人及び特別支援教育についての正しい理解と認識を深める指導を計画的に行う。
- (6) 各学校をはじめ関係機関と連携協力し、相談を重視した就・修学の指導や進路指導の充実に努める。

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

1 道徳教育

生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の要として、教育活動全体を通じて道徳性の育成を図る。特に道徳の時間においては、道徳的価値の自覚及び自己の生き方・人間としての生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する。

- (1) 道徳教育を推進する校内体制を整備し、校長や教頭が授業に積極的参加するなど、全ての教職員が協力して道徳教育を展開する。
- (2) 学校として育てたい心を焦点化した全体計画、年間指導計画、学級における指導計画を策定し、これらに基づく指導の徹底を図る。
- (3) 学校の創意工夫を生かした豊かな体験活動を展開する。とりわけ少子高齢化、過疎化が進む地域の特性をかんがみ、児童生徒に「我がふるさとを愛する心」をはぐくむことに努める。
- (4) 児童生徒の心に響く道徳の時間を目指し、『京の子ども 明日へのとびら』をはじめとした魅力的な資料の活用、体験活動を生かす工夫や地域の人々の協力など多様な学習活動を展開し、道徳的実践力の育成を図る。
- (5) 教職員の指導力の向上を目指し、道徳教育、道徳の時間にかかわる研修機会を計画的に設定し、道徳教育の充実に資する。
- (6) 授業公開、資料の活用などを通して道徳教育に対する保護者、地域社会の理解を深めるよう努める。
- (7) 家庭や地域社会と一体となって、挨拶やボランティアなどの道徳的実践を促す環境づくりに努める。

2 特別活動

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方・人間としての生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

- (1) 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間的なふれあいを基盤として、望ましい集団活動を展開する。
- (2) 集団の一員として、なすことによって学ぶ活動を通して、個性の伸張を図り、自主的、実践的な態度を育てる。
- (3) 児童生徒一人一人が自分の役割や責任を果たすことにより、社会性の育成を図る。
- (4) 異年齢集団による自発的、自治的な活動を一層充実させる。

3 人権教育

教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にされた教育の推進を図る。また、基本的人権や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め合い、自他を尊重する態度や実践力を培う。

- (1) 「新京都府人権教育・啓発推進計画」・各町村の「人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、地域や学校の実態や課題を明確にした人権教育推進計画を策定し、校長主導の全校推進体制のもとに、あらゆる教育活動を通じて人権教育を進める。
- (2) 人権教育における具体的取組については、4つの観点（人権としての教育、人権についての教育、人権のための教育、人権を通しての教育）に基づいて展開する。
- (3) 人権教育の推進に当たっては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題についての正しい理解と認識のもとに、解決に向けて実践する態度を養う。
- (4) 生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。
- (5) 豊かな人権感覚を育てる人権学習については、『人権学習資料集』等を活用して普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達段階に即した体系的・計画的な指導を展開する。
- (6) 校種間、社会教育や家庭教育、関係行政機関との連携を一層強化する。
- (7) 全教職員が自らの責務を自覚し、人権尊重を踏まえた教育活動を進めるために職員研修を日常的、系統的に進め、認識の深化と指導力の向上を図る。

4 生徒指導

人間の尊厳という観点に立ち、教育活動全体を通じて児童生徒の個性の伸張と社会的資質能力・態度の育成を図り、よりよい人格の形成を促す。特に、人間としてよりよい生き方を目指し、望ましい集団活動を通して自らの課題を解決しようとする意欲と実践力の育成を図る。

- (1) ガイダンスの機能を充実し、児童生徒の生活実態の把握や内面理解に努め、個々の課題の解決を図る。
- (2) 児童生徒と教職員及び児童生徒相互の心のふれあいと深い信頼関係に基づいた生徒指導を推進する。
- (3) 不登校については、教育相談機能の充実により組織的な対応を進め、その未然防止と解決に向けた総合的な取組を推進する。
- (4) いじめ問題については、日頃から児童生徒が発する心のサインを見逃さないようにし、いじめの早期発見と早期対応に努める。とりわけ、「ネット上のいじめ」等については、関係機関等と連携した迅速かつ適切な対応を図るとともに、情報モラルについての指導を進める。
- (5) 学校や社会のきまり・ルールを守ることの意義と重要性について、学級活動や道徳の時間等を

活用して繰り返し指導することにより、児童生徒の規範意識の醸成を図る。

- (6) 生徒指導の機能（自己存在感、共感的理解、自己決定の場）を生かした教育活動を展開する。
- (7) 児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、必要な支援を継続して行う。

5 芸術文化活動

創造性に富む情操豊かな人間を育成するため、児童生徒の豊かな感性と生涯にわたって芸術を愛好する心情をはぐくみ、伝統文化の継承、発展及び新しい芸術文化の創造を目指す活動の推進と充実に努める。

- (1) 芸術文化活動を適切に行い、児童生徒の個性を活かした支援を通して表現能力や鑑賞能力の伸長に努める。
- (2) 平成 23 年に開催される「第 26 回国民文化祭・京都 2011」に向け、芸術文化活動の一層の活性化を図るため、学校間及び地域社会との連携・交流を積極的に推進する。
- (3) 身近にある地域の文化や文化財を教材として活用したり、教育活動の中で伝統文化を学ぶ機会を拡充したりして、我が国及び諸外国の文化や伝統を尊重する態度を育てる。
- (4) 優れた地域の芸術家や文化財保護に携わる人などと教職員が協力して指導を行う取組を推進する。

6 体育・スポーツ活動

健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を培い、明るく豊かで生きがいのある生活を営むための態度を育てるとともに、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむことができる資質や能力を育てる。

- (1) 体育・スポーツ活動を教育活動全体を通じて適切に行い、特色ある学校体育の充実に努める。積極的に体力・運動能力の向上を図るとともに、競技スポーツの充実に努める。
- (2) 運動することの楽しさを味わわせるとともに、新体力テストの測定結果をもとに自己の体力について理解させ、体力・運動能力の向上に努める。
- (3) 体育の授業においては『体力づくりの指導の手引き The First Step』の実践事例集を積極的に活用する。
- (4) 競技スポーツの充実のため校種間、競技団体等との連携により、体育クラブ及び運動部活動の充実・発展と一貫した指導体制の確立を図る。

7 健康安全教育

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。そのため、学校においては、家庭や地域社会、関係機関と連携を図りながら、児童生徒の発達段階を考慮した健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

- (1) 健康の保持増進に係る取組を推進するため、組織体制を整備し、喫煙・薬物乱用の防止、生活習慣病の予防など健康に関する現代的課題の対応を含む保健管理と保健教育を進める。
- (2) 心身の成長発達に関して、適切に理解し行動することができるようにする指導に当たっては、教科等との関連を図りながら発達の段階を考慮する。
- (3) 安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うため、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する安全管理と安全教育を進める。
- (4) 学校における児童生徒の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する学校安全計画を策定・実施する。
- (5) 学校における食育を推進するため、食に関する指導計画に基づき、教科横断的な指導を行う。
- (6) 生きた教材としての学校給食の充実を図るため、地場産物の活用等を推進する。また、「学校給食衛生管理基準」に照らして適切な衛生管理に努める。

社会の変化に対応する教育の推進

1 国際理解教育

国際社会に主体的に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化と伝統等を尊重するとともに、諸外国の文化や伝統を理解し尊重する態度を育成して、異なる文化を持った人々と共生する資質やコミュニケーション能力を養う。

- (1) 各教科等における指導内容を踏まえ、体験的な学習や課題学習などを取り入れて、年間指導計画に適切に位置付け、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践に努める。
- (2) 自分の考えを持ち、積極的に相手に伝わるよう表現しようとしたり、相手の考えを理解しようとしたりする態度を養い、外国の人々との基礎的なコミュニケーション能力の育成に努める。
- (3) 外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) を活用し、実践的な外国語教育の充実を図る。
- (4) 国際化が進展する中、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も尊重する態度を育てる。

2 環境教育

身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的かつ積極的に行動する実践的態度や能力の育成に努める。

- (1) 環境教育にかかわる各教科等の指導内容とそれらの関連付けを明確にした年間指導計画に基づき、総合的・系統的な指導に努める。
- (2) 地域の特色ある教材や人材の活用を図り、体験的な学習や問題解決的な学習など指導方法を工夫し、環境に対する豊かな感受性と環境に配慮した生活や行動ができる態度の育成に努める。
- (3) 自然調和型社会、低炭素社会及び資源循環型社会づくりを目指し、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関の連携を図り、それぞれの教育機能を生かした環境教育の推進に努める。
- (4) 小学校社会科副読本「わたしたちのふるさと笠置町」「わたしたちの和束町」「わたしたちの南山城村」の活用を図る。
- (5) 緑豊かな自然に恵まれた我がふるさとを理解し、愛する情緒豊かな心情と、よりよい環境づくりや環境の保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

3 情報教育

社会の高度情報化に伴い、児童生徒の発達段階に応じて、情報活用能力（情報活用の実践力・情報の科学的理解・情報社会に参画する態度）の育成に努める。特に、情報の価値についての認識を高めるとともに、情報モラルに関する指導の充実に努める。

- (1) 情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段を用いた問題解決能力等を育成するなど、教育活動全体を通じて情報活用能力の育成が図れるように、年間指導計画に基づき総合的・計画的な指導に努める。
- (2) 個人情報の取扱い、著作権などについて配慮するとともに、特に、情報の価値についての認識を高め、学校全体で体系的な情報モラルやマナーの指導に取り組む。

教職員の資質能力の向上

1 教職員の使命と責任

教職員は、教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を守るとともに、教職に対する愛着と誇りを持ち、心身の健康管理に留意し、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、住民の信託と期待に応えなければならない。

- (1) 教職員は、人間の成長や発達についての深い理解と児童生徒に対する教育的愛情を持ち、児童生徒や保護者との信頼関係を確立するとともに、様々な活動などを通して広く社会とかかわり、幅広い人間関係を築くことによって、自己の人間性を豊かにするよう努める。
- (2) 教職員は、広い視野から社会の変化と時代のニーズを的確に把握する感性を持ち、常に意識改革に努め、児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校の教育力を高めるよう努める。
- (3) 教職員は、豊かな識見と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、教職員評価制度の活用などを通して一人一人がその資質や能力の向上に努めるとともに、常に計画的・継続的な教育実践に取り組み、公教育を推進する。

2 教職員研修

教職員は、不断の研鑽によって自己の人格の陶冶を図り、職務の遂行に当たっては、学校教育に寄せられた期待に応えるよう努めなければならない。

- (1) 校長は、学校の課題に基づく研修計画を策定して日々の教育実践に結びつく研修を充実し、研修成果の発表の機会を設け、学校の教育力の向上に努める。
- (2) 各校においては校内重点研究を一層充実させ、研修の高まりによる学校の活性化を図る。
- (3) 教職員は京都府総合教育センターや本教育委員会が行う研修をはじめ各種の公的研修に積極的に参加し、その成果を校内研修や教育実践に生かすなど、常に指導力の向上に努める。
- (4) 情報機器を効果的かつ安全に活用でき、危機回避能力を高める指導力量の向上に努める。
- (5) 公教育を進める研究会等は、教育委員会と密接な連携のもとに、それぞれの教育課題を踏まえた研究活動を推進する。

社会教育指導の重点

平成22年度の努力点

「社会教育」の理念（自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を、相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備、充実させる。）に基づき、家庭・地域・学校の他、様々な教育機関と連携し、人生の各時期に応じた多種多様な学習機会の提供や自発的な学習活動の支援など、住民が生涯にわたって学び続けることができる環境の整備と充実に努める。

また、本庁と各分室とが連携し、それぞれの社会教育施設や関係団体の特性を生かしながら、これまでの町村単位での取組を効果的に継続するとともに、広域的な体制づくりのもとに新たな事業の展開と教育活動の機会の拡充を図るため、以下のことを重点課題とする。

1 生涯学習社会の実現

- (1) 社会教育委員会議をはじめとする関係組織及び関係団体の活性化に努め、生涯学習を推進する体制整備に努める。
- (2) 社会の変化や住民の多様なニーズに対応するために、社会教育関係職員の専門性を高めるための研修の充実を図る。
- (3) 学校・地域社会の教育的資源を積極的に活用するとともに、人材バンクの設置など、地域の指導者の確保と生涯学習ボランティアの育成を図り、生涯学習の振興に努める。

2 人権教育の推進

人権という普遍的文化の構築を目指して、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けての学習活動の充実を図り、人権意識の高揚に努める。

3 家庭・地域社会の教育力の向上

- (1) 家庭における基本的な生活習慣の形成をはじめ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を培うため、子どもに読書習慣を身に付けさせるなどの学習活動の充実を図り、家庭の教育力の向上に努める。
- (2) 放課後子どもプランを推進し、家庭や地域社会における生活体験、社会奉仕体験活動や自然体験活動など、学校外活動の充実と、家庭・地域・学校の連携強化に努め、学校教育や家庭教育への支援など社会総がかりで子どもを育てる環境づくりに努める。

4 文化・スポーツの振興

- (1) 地域スポーツの振興と文化団体の育成や組織の充実を図る。
- (2) 各町村内の歴史や文化を正しく理解し、文化財の保護と活用を図るとともに、継承・発展させる取組の充実に努める。

生涯学習社会の実現

1 生涯学習の振興

「生涯学習」の理念（各人の自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段、方法を自ら選んで生涯を通じて行うもの）に基づき、生涯にわたり多様な学習活動を主体的に行えるよう、地域の特性を生かした学習環境を整備し、その充実に努める。

- (1) 生涯学習振興のための地域住民への啓発と学習ニーズの把握に努める。
- (2) 各分室間や関係施設、他の行政機関等のネットワーク化を図り、多様な住民のニーズに柔軟に対応するため、広域的な体制づくりを推進する。
- (3) 主体的な学習を進めるための住民グループの組織づくりとその活動の支援に努める。
- (4) 生涯学習・社会教育における指導者の養成と確保に努め、学習の成果を生かす場や機会の拡充を図る。
- (5) ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じるため、また地域住民の自主的なボランティア活動を促進するため、関係機関や団体との連携を強化し、地域全体でボランティア活動を推進していく気運の醸成に努める。
- (6) 広報誌や各町村のHP、町営テレビなどを活用した情報収集機能の充実と、国や京都府の情報通信ネットワークシステムの最大限の活用を図る。
- (7) 生涯学習を支える社会教育活動の促進に必要な調査・研究を進め、地域住民の自発的な学習を支援する広域的な情報の提供と相談体制の充実に努める。

2 現代的課題に関する学習活動の推進

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境、情報などの現代的課題に関する学習活動を推進する。

- (1) 我が国の文化や伝統を理解し尊重するとともに、異なる文化や習慣を持った人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際理解に関する学習活動の充実に努める。
- (2) 環境問題や環境とのかかわりについての正しい認識を持ち、持続可能な循環型社会の基盤づくりに主体的に参画できる人材育成に向けた学習活動の充実に努める。
- (3) 情報の果たす役割や影響を理解し、情報モラルの確立や情報活用に関する学習活動の充実に努める。
- (4) 男女共同参画について、男女ともに正しい理解と認識を深めるための多様な学習活動の充実に努める。

図る。

- (5) 高齢者がいきいきと生活するための多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習成果を生かした社会参加活動の促進に努める。
- (6) 障がいのある人の自立と社会参加を促進し、地域の人々と共に支え合いながら社会の一員として充実した生活が営める環境づくりに向けて、関係機関・団体との連携を図るとともに、学習機会の充実に努める。

3 社会教育関係団体などとの連携・協力

地域住民の生涯にわたる学習機会の拡充と地域コミュニティの形成を図るため社会教育関係団体の果たす役割は重要であり、団体の自主性を尊重しつつ、その活動の意義を重視し、団体の活性化に努めるとともに、一層の連携・協力を進める。

- (1) 学習課題の設定や学習プログラムの編成ができるよう指導・援助に努め、各団体の活動に応じた研修の充実に努める。
- (2) 社会教育関係団体が主体的に活動できるよう適切なアドバイスや情報提供に努める。
- (3) 国際理解・環境・情報など、現代課題に対応できる組織や団体の育成に努める。
- (4) 社会教育活動の推進を図るため、関係機関との連携の強化に努める。

4 社会教育施設・設備の総合的な活用の促進

3町村の社会教育施設・設備のそれぞれの特性を生かした総合的な活用の一層の促進を図る。

- (1) 3町村の社会教育施設の機能の整備と効果的な活用を促進し、それぞれの施設の特長に応じた活動の充実に努めるとともに、施設間や他の関連施設との積極的な連携に努め、地域住民の活動の場を拡充し生涯学習の振興に努める。
- (2) 図書室の施設整備や図書室事業を充実させ、子どもの読書活動の推進に努めるとともに、3町村の図書室の連携による利用者の拡大を図る。
- (3) 地域住民の学習ニーズに応えるための視聴覚資料の整備・充実に努める。

人権教育の推進

1 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進

3町村の「人権教育・啓発推進計画」に基づき、一人一人の人権が尊重される社会の実現に向け、あらゆる場や機会を通じて同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深める取組を進める。

- (1) 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生などの人権尊重の理念や同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、患者等といった様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるために積極的な人権教育・啓発に努める。
- (2) 人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できるよう、地域の実情を踏まえた学習機会の充実を図るとともに、学習内容や方法などの工夫改善に努める。
- (3) 青少年を対象としたボランティア活動や自然体験活動などの充実を図り、様々な人との交流による人権尊重の心を培う機会とする。

2 人権に関する多様な学習活動の展開

あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。

- (1) あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の活性化を図るため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の養成と資質の向上に努める。
- (2) 学習活動を効果的に推進するため、学校及び関係機関、また推進協議会などの団体と連携した取組の推進に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1 家庭の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭教育の役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための学習活動を推進するとともに、学校及び地域社会と連携した家庭教育の振興を図る。

- (1) 命を大切にすする心、思いやりの心など子どもの豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習する機会の拡充に努める。
- (2) 子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育に係る学習活動の推進と、親やこれに準ずる人の役割や協力の重要性について理解の促進に努める。
- (3) 子どもの将来にわたる心身の健康と豊かな人間性をはぐくむための基本的な生活習慣の形成と重要性について理解の促進を図る。
- (4) 「京都府子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、図書室の整備や図書室事業などの充実に努め、生涯にわたる読書習慣が身につくよう、乳幼児期からの家庭における読み聞かせを行うなど読書の重要性について理解の促進を図る。
- (5) 家庭教育に関する講座やPTA活動などへの積極的な参加の促進と、保育所・学校・地域社会及び、関係機関・団体との連携の強化に努める。
- (6) 子育ての悩みや不安に対応するため、子育てに関する交流や相談活動の推進及び、子育て支援情報の提供に努めるとともに、ボランティアグループや指導者の養成を図る。

2 地域社会の教育力の向上

地域の人々の力を結集して、地域での様々な体験や学習の機会拡充に努める。また、その活動を通して、青少年の健全育成に努めるとともに、地域の様々な人たちが絆を強め、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する。

- (1) 社会教育施設や学校などを活用し、関係機関や団体との連携を深め、子どもの安心・安全な活動の場の整備に努める。
- (2) 放課後や週末等を有効に活用し、地域での様々な体験活動をはじめ地域行事のボランティア活動や自然体験活動、地域の様々な人たちとの交流など、多様な活動の充実に努める。
- (3) 子どもの体験活動への親や地域の人々、青少年育成事業への高校生など若い世代の積極的なかわりを奨励する。
- (4) 学校・PTAなど関係機関や育成委員会などの団体との連携を強化しながら、インターネット上の有害情報対策等の啓発を含めた社会環境浄化の取組など健全育成活動の推進を図る。

- (5) スポーツ団体や青少年団体の活動に係る情報提供や指導者の養成を通じて、子どもの豊かな活動の場を設定するよう努める。
- (6) すべての子どもが様々な活動により主体的に参加できるように、子どもの発達段階に応じた役割を与える工夫をし、リーダー養成に努める。

文化・スポーツの振興

1 文化活動の促進

生活にうるおいと喜びをもたらし、心豊かな人間性をはぐくむため、地域における文化活動の促進と文化団体の育成に努める。

- (1) 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など地域における多様な文化活動の促進を図る。
- (2) 地域住民の多様なニーズに対応した文化活動の機会や優れた芸術文化に触れる機会の提供、またそれらに関する情報の提供に努める。
- (3) 地域住民の文化活動をより充実させるための指導者の養成とその確保に努める。(人材バンクの設置)
- (4) 3町村において、文化活動を行っている団体や個人が共同した取組ができるよう関係機関や指導者との連携に努める。
- (5) 国際理解のための学習活動や環境を生かした学習活動を推進し、新しい文化の創造に努める。
- (6) 地域の文化活動の拠点となる社会教育施設等の教育的機能の充実と広域的な活用を図り、文化活動の活性化に努める。
- (7) 平成 23 年度に開催される「第 26 回国民文化祭・京都 2011」の成功に向けて、地域住民への啓発に努めるとともに、それに伴う地域の特色を生かした取組みや文化活動の促進を図る。

2 文化財の保護と活用

地域の歴史や文化を次代へ継承していくため、文化財を大切に保護するとともに、住民生活の文化的向上に役立てるよう活用を図る。

- (1) 地域の歴史や文化の特性を生かした資料の調査収集や展示、講習会などを行い、理解を深めるための啓発に努めるとともに、生涯学習における活用の充実を図る。
- (2) 文化財愛護の心や郷土を愛する心を育て、文化財を次代へ引き継ぐための普及啓発に努める。
- (3) 地域にある文化財の保護と活用を図るため、文化財の所有者及び管理者、関係機関、団体との連携の強化に努める。

3 生涯スポーツの推進

「京都府スポーツ振興計画」に基づき、健康でいきいきと暮らせる社会づくりに向け、スポーツ・レクリエーション活動の実践やあらゆる機会の提供を通じて、生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努める。

- (1) 地域住民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて「いつでも」「どこでも」「いつまでも」主体的にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努める。
- (2) 地域住民がより主体的な活動を進めるためのスポーツクラブの育成や組織の充実を図る。
- (3) 「する」「みる」「ささえる」スポーツの実践を推進し、地域住民のスポーツに対する関わり方の拡大や、スポーツ活動をより充実させるための指導者の養成とその確保に努める。(人材バンクの設置及びボランティアリストの作成)
- (4) 学校施設などの開放を推進するなど、関連施設の有効な活用と整備充実に努める。
- (5) スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の定着と組織及び内容の充実に努めるとともに、拡充を図る。
- (6) 地域におけるスポーツイベントの活性化や充実を図り、地域住民がより一層スポーツに興味・関心を持ち、気軽に参加できる機会を提供するとともに、スポーツを通じて地域住民の交流や親睦を深めることができる機会や内容の充実に努める。
- (7) 子どもたちが、幼児期から家庭や地域の人々と一緒に運動やスポーツに親しむ機会を設け、体を動かす楽しさを味わうとともに、日常的に体力の向上を図ることができる環境づくりに努める。